

令和 8 年10月 1 日 現在

New 保証付フリーローン

他金融機関の「おまとめローン」にも対応しています。



ご利用限度額

10 万円から 1,000 万円以内

返済期間

10 年(120 回)以内

資金使途

自由

連帯保証人

原則不要 ただし、保証会社が必要と認めた場合は連帯保証人が必要となります。

金利

固定金利型 6.750%から 9.750%(保証料率含む)

申込み対象者

満 20 歳以上の組合員様

定年退職後の組合員様もご相談可能です。

※ 詳細は、お問合せいただくか、専用サイトもしくは裏面概要説明書をご参照ください。

※ 保証会社所定の審査があります。審査結果によってお借入れできない場合がございます。



東京消防信用組合

スマホ・パソコンから 24 時間受付可能です。

専用サイトはこちらから➡

<https://www.shinkumi-loan.com/loan/detail/2274060.html>



本店（東京消防庁 10 階）電話 03-3212-4014 消電 9-501-8609・8610

立川支店（立川防災館 3 階）電話 042-526-1431 消電 9-501-8650・8651

幡ヶ谷支店（消防学校寮内）電話 03-3485-1353 消電 9-501-8630・8631

公式LINE友達募集中です。



1. 商品名	New保証付フリーローン		
2. ご利用いただける方	以下の条件を満たす個人の方 ・当組合出資証金を保有する組合員の方 ・満20歳以上で完済年齢が満81歳未満の方。ただし、初任教養課程期間中の方は除きます。 ・保証会社の保証を受けられる方		
3. 資金使途	自由。ただし、事業性資金は除くものとします。		
4. ご利用限度額	10万円から1,000万円まで（1万円単位） ただし、インターネット経由の場合は、500万円までとなります。501万円以上をご希望される場合は、窓口でのご対応となります。		
5. お借入期間	1年以上10年以内		
6. お借入金利	・固定金利型でのお取扱いとなります。 ・お借入金利は、保証料率が含まれ、かつ契約日の金利が適用されます。 ・審査結果により金利が異なります。 <固定金利> 契約期間中は、金利の見直しを実施せず返済額も変わりません。		
7. お申込に必要な書類等	・ご本人が確認できる資料（運転免許証・職員証＋共済組合員証の原本） ・当組合届出印 ・直近の給与明細（写） ・資金使途確認資料（融資金額が300万円を超える場合のみ）		
8. 返済方法	・「毎月返済」と「ボーナス併用返済」からお選びいただけます。「ボーナス併用返済」は、6ヶ月ごとの毎年1月及び7月の約定返済日になります。 ・約定返済日は、毎月15日とさせていただきます。なお、約定返済日が「土曜日」、「日曜日」、「祝祭日」、「国民の休日」の場合には翌営業日といたします。		
	・元利均等返済又は元利均等ボーナス併用返済 ボーナス併用返済の場合のボーナス併用可能金額は、お借入希望金額の50％までとなります。 <元利均等返済> 元金と利息の合計額を調整し、返済額が返済期間中同額になるようにする返済方法です。		
9. 保証人・保証料等	不要です。 ただし、保証会社が必要と認めた場合には連帯保証人が必要となります。		
10. 手数料	一部繰上返済手数料、一括返済手数料、各種変更手数料、事務手数料等は、現在かかりません。		
11. 担保	不要です。		
12. 繰上返済等	繰上返済を実施する場合には、「繰上返済等依頼書（兼口座振替依頼書）」の提出が必要となります。		
13. 苦情処理措置 及び紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談、苦情、お問い合わせは、お取引先店舗または下記の窓口をご利用ください。 【東京消防信用組合 総務部総務課】 住 所：東京都千代田区大手町1－3－5（東京消防庁内） 電 話：03－3212－4050 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日及び金融機関の休日を除く） なお、苦情手続きについては、別途リーフレットをお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 また、苦情等のお申出は、当組合のほか下記の機関でも受付しています。詳細は当組合総務部総務課へご相談下さい。		
	名 称	東京地区しんくみ苦情等相談所 （一般社団法人 東京都信用組合協会）	しんくみ相談所 （一般社団法人 全国信用組合中央協会）
	住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）
	電話番号	03-3567-6211	03-3567-2456
	受付時間	月～金（祝日及び金融機関休業日を除く） 9：00～17：00	月～金（祝日及び信用組合の休業日を除く） 9：00～17：00
・紛争解決措置			
名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金（除 祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～15：00	月～金（除 祝日、年末年始） 10：00～12：00、13：00～16：00	月～金（除 祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～17：00
上記センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部総務課または「しんくみ相談所」へお申出下さい。また、組合員様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。			
14. その他	・お借入金額に応じた印紙税が必要になります。 ・お申込みに関しては、当組合または保証会社所定の審査が必要になります。審査結果によっては、ご希望にそいかなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・退職時に融資残高がある場合は、退職金で全額ご清算していただきます。 ・金利及び返済額については、店頭、お電話または当組合ホームページでご確認ください。 ・概要説明書は、店頭、または当組合ホームページでご確認いただけます。 <東京消防信用組合ホームページ> https://www.shoubou.co.jp/		